社会福祉法人第2まこと会役員等の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人第2まこと会定款(以下「定款」という。)第8条及び第21条の規定に基づき、理事、監事及び評議員(以下「役員等」という。)の報酬に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報酬等の支給)

- 第2条 役員等に対しては、それぞれの役員等の勤務形態に応じて、次 のとおり報酬を支給するものとする。
 - (1) 理事長 報酬、賞与
 - (2) 非常勤の理事及び監事 報酬
 - (3) 評議員 報酬

施設の職員を兼務する役員には、この規程を適用しない。

(報酬等の額の算定方法)

- 第3条 理事長に対する報酬等の額は、次の各号に掲げる報酬等の区分 に応じ、当該各号に定める額の範囲内で、評議員会において決定 する。
 - (1)報酬 別表第1に定める額
 - (2) 賞与 別表第2に定める額
 - 2 非常勤の理事及び監事に対する報酬の額は、理事会・評議員会への出席1回につき5,157円とする。
 - 3 評議員に対する報酬の額は、理事会・評議員会への出席1回につき5,157円とする。
 - 4 前2項の規定にかかわらず、同日に開催された理事会・評議員会への重複しての出席について、報酬は重複して支給はしない。
 - 5 理事及び監事の報酬は、各年度の総額が 2,000,000 円を超えない範囲で支給する。

(報酬等の支給方法)

- 第4条 理事長に対する報酬等の支給の時期は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める次期とする。
 - (1)報酬 毎月24日(ただし、当該が日曜日、土曜日又は

休日に当たる時は、その前日に支給する。)

- (2) 賞与 毎年6月及び12月
- 2 非常勤の理事及び監事並びに評議員に対する報酬は、それぞれ 理事会又は評議員会に出席した都度、支給する。
- 3 報酬等は、通貨をもって本人(死亡により退任した者の退職手当にあっては、その遺族。以下同じ)に支払う。ただし、本人から申し出があった時は、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬の額の日割計算)

- 第5条 新たに理事長に就任した者には、その日から報酬を支給する。
 - 2 理事長が退任し、又は解任された場合は、その日までの報酬を 支給する。
 - 3 月の中途において就任し、又は退任し、若しくは解任された場合における報酬の額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。
 - 4 第2項の規定にかかわらず、理事長が死亡により退任した場合には、その月までの報酬を支給する。

(改 廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を得て行う。

(委 任)

第7条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事会の決議を得て別に 定める。

附則

(施行期日等)

この規程は、平成29年6月24日から施行し、同年4月1日から適用する。

この規程は、平成29年12月10日から改訂施行する。

別表第1 (第3条関係)

役 職 名	報酬の額
理事長	月額 100,000円

役職名	6月の賞与	12月の賞与
理事長	200,000 円	200,000 円

別表第2 (第3条 関係)